

第22-2号議案関係資料

慣行の取扱い（都市宣言）について

平成15年10月

鹿児島地区合併協議会

(様式1)

事務事業現況調査総括表

(11) 慣行(都市宣言)の取扱い

企画専門部会

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
1	鹿児島市ふれあい長寿社会宣言		x	x	x	x	x	B	
2	男女共同参画都市かごしま宣言		x	x	x	x	x	B	
3	平和都市宣言		x	x		x		B	
4	青色申告の町	x	x	x		x	x	C	
5	親せつの町宣言	x	x	x		x	x	C	
6	健康のまち宣言	x	x	x	x		x	C	
7	卓球のまちまつもと	x	x	x	x		x	C	
8	「青少年健全育成宣言のまち」松元町	x	x	x	x		x	C	
9	生涯学習の町宣言	x	x	x	x	x		C	
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合はx印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(11) 慣行(都市宣言)の取扱い

企画専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
1 鹿児島市ふれあい長寿社会宣言	<p>親から子へ、子から孫へ、家族から隣人へ、そしてまちへと広がっていくふれあいの輪。そこには、暮らしの中に生きる豊かな心があります。</p> <p>わたくしたちは、励ましあい、助けあい、この輪を大きく広げ、ぬくもりに満ちた長寿社会を築いていきます。</p> <p>さんさんと輝く南の太陽のもと、健やかな心と体をつくります。生き生きとした日々を送るために。自らの能力をさらに高め、社会に役立てます。生きがいに満ちた人生のために。</p> <p>高齢者を敬い、豊かな経験と知恵に学びます。いまと未来へ生かすために。</p> <p>家族のきずなを大切に、明るい家庭をつくります。心が通うやすらぎの場にするために。</p> <p>世代を超えてふれあい、共に生きる喜びを分かちあいます。思いやりに満ちた社会にするために。</p> <p>平成6年9月15日 鹿児島市</p>	該当なし。	該当なし。	該当なし。
2 男女共同参画都市がごしま宣言	<p>樟薫り花々の匂う美しいまち「がごしま」。煙立つ火の島に熱き思いを寄せて、このまちの永遠にわたる豊かさを願う私たちは、男女がともに参画し個性を生かしあう恒久の理念を掲げて、ここに「男女共同参画都市がごしま」となることを宣言します。</p> <p>1 男女がお互いにその人権を尊重しあい、人間らしく、自分らしく生きることができる社会をめざします。</p> <p>1 性別による固定的役割分担意識を改め、男女に不均衡な制度・慣行を見直し、ジェンダー・フリーな社会をめざします。</p> <p>1 一人ひとりがその能力を十分に発揮し、自らの意思と行動により、あらゆる分野に男女が対等に参画できる社会をめざします。</p> <p>1 男女が共に自立し、より豊かなパートナーシップを紡ぎ出すことにより、家庭生活と社会的活動を支え合う社会をめざします。</p> <p>1 国際社会の一員として、相互の理解と協力をもって、世界の平等・開発・平和をめざします。</p> <p>平成13年1月30日 鹿児島市</p>	該当なし。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(11) 慣行(都市宣言)の取扱い

企画専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	合併後も用いるものとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	合併後も用いるものとする。

行政制度等の調整方針(案)

(11) 慣行(都市宣言)の取扱い

企画専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
3 平和都市宣言	<p>鹿児島市平和都市宣言</p> <p>わたくしたちの郷土鹿児島市は、先の大戦により市街地のほとんどを焼失し、多くの尊い人命と財産を失った。</p> <p>鹿児島市は、その焦土の中から立ち上がり市民の英知とたゆまぬ努力によって、今日、南九州の中核都市として限りない発展を続けている。</p> <p>わたくしたちは、この平和で豊かな郷土を次の世代に引き継ぐために、再び戦争による惨禍を繰り返さないことを誓い、あらゆる国の核兵器の全面廃絶と国是である非核三原則の遵守を希求し、世界の恒久平和の達成を願い、ここに「平和都市」を宣言する。</p> <p>平成2年2月26日 鹿児島市</p>	該当なし。	該当なし。	<p>非核の町喜入平和宣言</p> <p>わたしたちの郷土喜入町は、先の大戦によりかけがえのない多くの尊い人命と財産が奪われた。</p> <p>喜入町は、戦争の焦土の中から立ち上がり、町民の英知とたゆまぬ努力で、今日、南薩摩の中核の町として、そして平和の伝承の町として限りない発展を続けている。</p> <p>わたしたちは、誇りある郷土を次の世代に引き継ぐために、二度と戦争の惨禍を繰り返さないことを誓い、あらゆる国の核兵器の不使用、廃絶を願い、非核三原則を堅持し、世界の恒久平和と人類の幸福を希求し、ここに、「非核の町喜入」を宣言し、全世界に平和を訴えます。</p> <p>平成12年10月1日 喜入町</p>
4 青色申告の町	該当なし。	該当なし。	該当なし。	<p>我が国の経済は、かつての高度成長の路線は行き詰まり、安定成長へと転換しなければならない現状のなかで、近年国も地方も不況に落ち込んだ財政的な大きな打撃をうけ、財政再建策を考えねばならない時、経済基盤の浅い中小企業を取り巻く環境は、きわめて厳しく企業の改善発展を図り、併せて社会福祉の増進に資すべく「我々の生活は我々の手で守る。」という精神のもと先ず、自らの企業内容を的確に把握して経営の合理化、近代化を進め自主申告制度下における青色申告制度を活用し、その意義と効用を深く認識し、町内各層に制度普及を念じ、「この社会あなたの税が生きている」というぬくもりと活力のある喜入町の姿を目指し、関係者があげて本大会の趣旨に賛同し、青色申告の町づくりに渾身の努力を傾注し、邁進することを誓う。</p> <p>昭和56年10月27日 喜入町</p>

(様式2) その2

(11) 慣行(都市宣言)の取扱い

企画専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	<p>郡山町「平和のまち宣言」</p> <p>わたくしたちの郷土郡山町は、先の大戦により多くの尊い人命と財産を失った。その戦後の混乱から立ち上がり、町民の英知とたゆまぬ努力によって県都に隣接する「みどり豊かな町」として、発展を続けている。</p> <p>わたくしたちは、この平和で豊かな郷土を守り、次の世代へ引き継ぐため、再び戦争による惨禍を繰り返さないことを誓い、核兵器の全面廃絶と国是である非核三原則の遵守を希求し、世界の恒久平和を願い、ここに「平和のまち」を宣言する。</p> <p>平成8年6月27日 郡山町</p>	鹿児島市、喜入町、郡山町のみ。	鹿児島市の平和都市宣言を用いるものとする。
該当なし。	該当なし。	喜入町のみ。	宣言は廃止するが、歴史的経過等を踏まえ、その取扱いについて合併時まで検討するものとする。

行政制度等の調整方針(案)

(11) 慣行(都市宣言)の取扱い

企画専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
5 親せつの町宣言	該当なし。	該当なし。	該当なし。	<p>急激な科学技術の発展は、いつしか人間共同体の構造に著しく変化を招き、心の尊さより物の優位の考え方があらわれ、われわれ人間本然の姿は失われようとし、今や都市砂漠の現象をあらわす世相となり、まことに寒心にたえざるものがあります。</p> <p>「人はひとりでは生きられず、愛なくしては生きられない。これこそ、東西古今をつらぬく人間生活の動かすことのできない道であり、この真理のなきところには、美しき人間社会の営みはありえないと信ずるのであります。この理念のもと、われわれ喜入町民は、今こそ古いも若きも総力を挙げて人間本然の姿を希求し、心豊かでぬくもりに満ちた偉大なふるさとづくりを念じようとするものであります。」</p> <p>ここにおいて、私たちは隣人との出会いを大切に、支え合い、連帯し、温かく生かしあう郷土喜入の風土づくりのため、人間再考の道である愛と親せつの輪を広げ、香り高き心の文化を咲かせるため次の運動を仲よく展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、 家庭を愛する運動 一、 青少年を愛する運動 一、 隣人を愛する運動 一、 郷土を愛する運動 <p>昭和58年9月23日 喜入町</p>
6 健康のまち宣言	該当なし。	該当なし。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(11) 慣行(都市宣言)の取扱い

企画専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	喜入町のみ。	宣言は廃止するが、歴史的経過等を踏まえ、その取扱いについて合併時まで検討するものとする。
<p>お茶の香りと伸びゆく若さを誇りとする松元町は、豊かな自然と活力に満ちた人情豊かな町である。この恵まれた環境のもとで、健康教室や健康スポーツにより健康の保持・増進のため、健康の大切さ、尊さを町民一人一人が認識していくことが重要である。明るく豊かな活力に満ちたまちづくりをめざして、地域の活性化をはかり住みよい環境づくりを心がけ、創造力あふれるまちづくりを進めるために、次のことを誠心努力することを宣言する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 健康教育の充実 2 町民総スポーツの推進 3 食生活改善教育の普及 4 各種検診の積極的受診 5 住みよい環境づくり <p>平成5年3月30日 松元町</p>	該当なし。	松元町のみ。	宣言は廃止するが、歴史的経過等を踏まえ、その取扱いについて合併時まで検討するものとする。

行政制度等の調整方針(案)

(11) 慣行(都市宣言)の取扱い

企画専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
7 卓球のまちまつもと	該当なし。	該当なし。	該当なし。	該当なし。
8 「青少年健全育成宣言のまち」松元町	該当なし。	該当なし。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(11) 慣行(都市宣言)の取扱い

企画専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>自然と社会環境の調和した町づくりを進めるわたしたちのふる里松元町は「健康の町」宣言や「町民一人一学習・一スポーツ・一ボランティア」のスローガンなどで多くの成果をあげてきました。</p> <p>特に卓球は年齢性別を問わずだれでも参加できる気軽なスポーツとして町民に親しまれ健康づくりや地域活性化に役立っています。また、鹿児島県卓球連盟の絶大な支援と協力で各種卓球大会、実技講習会等を開催しています。全九州卓球まつもと選手権大会は、県内は勿論沖縄・山口を含む九州全県からの参加を見るまでに発展し、県内外へ「松元町は卓球のまち」として知られるようになりました。これからも卓球を通じて町民の健康づくりスポーツ文化の高揚を図りながらうらおいと活力ある町づくりに取り組むことといたします。</p> <p>よってここに「卓球のまちまつもと」を宣言します。</p> <p>平成7年4月1日 松元町</p>	<p>該当なし。</p>	<p>松元町のみ。</p>	<p>宣言は廃止するが、歴史的経過等を踏まえ、その取扱いについて合併時までに検討するものとする。</p>
<p>郷土の未来を担う青少年に対する松元町民の期待は大きい。青少年に、新しい時代を切り拓く積極的な行動力や夢と希望を育てることは青少年育成の重要な課題であり、それはまた、すべての町民の切実な願いでもある。</p> <p>今こそ、われわれは、ぬくもりに満ちたふるさと松元町を創造する原動力となる青少年を健全に育成するため、「心の教育」を重視し、「生きる力」を育み、家庭や関係機関団体及び地域社会が連携し教育力をさらに高める。</p> <p>ここに、町民総ぐるみで積極的に推進する「青少年健全育成のまち」を宣言し、特に次の事項の実現に努めることを決議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 心が通い合い、規律のある家庭づくりに努める。 2. あいさつ運動や声かけ運動などを積極的にすすめる。地域の青少年に目を向け、連帯意識を高める。 3. スポーツ活動・文化活動・奉仕活動などの集団活動に、青少年を参加させ心身を鍛えるとともに、社会の一員としての自覚を高める。 4. 青少年が誇れる豊かな自然と、郷土愛あふれる環境づくりに努める。 <p>平成13年2月17日 松元町</p>	<p>該当なし。</p>	<p>松元町のみ。</p>	<p>宣言は廃止するが、歴史的経過等を踏まえ、その取扱いについて合併時までに検討するものとする。</p>

行政制度等の調整方針(案)

(11) 慣行(都市宣言)の取扱い

企画専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
9 生涯学習の町宣言	該当なし。	該当なし。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(11) 慣行(都市宣言)の取扱い

企画専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	わたしたち郡山町民は、生涯にわたり「だれでも、いつでも、どこでも」学ぶ心を持ち、未来に対応できる人づくりと、豊かな心で生きがいの持てる町「郡山」の実現のために、学び続けることをここに宣言します。 平成4年7月20日 郡山町	郡山町のみ	宣言は廃止するが、歴史的経過等を踏まえ、その取扱いについて合併時まで検討するものとする。